



# 第97回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園  
地下2階ピアリッジホール

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当社は、本年の株主総会において、様々な対策を実施いたします。

株主のみなさまにおかれましても、ご自身及び周囲への感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。

ご出席の場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にもご配慮ください。

当日は、座席間の間隔を拡げることから、席数が例年より減少いたします。入場制限等を実施する場合がありますので、予めご了承願います。

また、円滑な議事進行により開催時間の短縮化に取り組みますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 北海道電力株式会社

（証券コード 9509）

### 目次

■ 第97回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
〈会社提案〉	
第1号議案  剰余金処分の件	
第2号議案  取締役11名選任の件	
第3号議案  監査役2名選任の件	
第4号議案  取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
〈株主提案〉	
第5号議案  定款一部変更の件（1）	
第6号議案  定款一部変更の件（2）	
第7号議案  定款一部変更の件（3）	
第8号議案  定款一部変更の件（4）	
第9号議案  定款一部変更の件（5）	
第10号議案  定款一部変更の件（6）	
■ 添付書類	
■ 事業報告	33
■ 連結計算書類・計算書類	53
■ 監査報告書	57

2021年6月7日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
取締役社長 藤 井 裕

## 第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださ  
いまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）  
午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。

### ◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

## 記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

### 3. 会議の目的事項

**報告事項** 2020年度（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

##### <株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~

◎次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役及び会計監査人の監査対象となっております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

また、同ウェブサイトには事業報告についての説明動画を掲載しておりますので、ご覧ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から32頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

**※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当社は、本年の株主総会において、様々な対策を実施いたします。株主のみなさまにおかれましても、感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。**

### 株主総会にご出席される場合

#### 1 ご出席



株主総会  
開催日時

**2021年6月25日（金曜日）午前10時開催**  
(受付開始予定時刻 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席されない場合

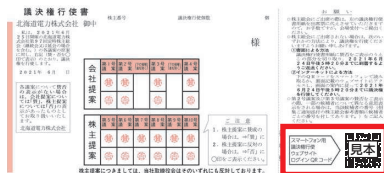
#### 2 郵送



行使期限

**2021年6月24日（木曜日）  
午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)



※当選電力株式会社

#### 3 インターネット



行使期限

**2021年6月24日（木曜日）  
午後5時20分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、  
各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

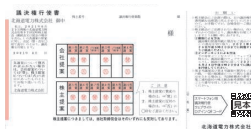


## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

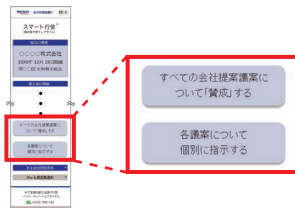
### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

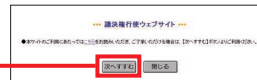
### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

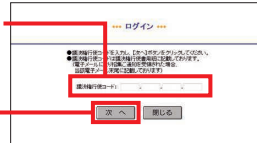
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」ボタンを押してください



- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

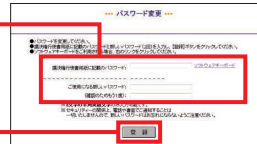
「議決権行使コード」を入力



「次へ」ボタンを押してください

- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力



「登録」ボタンを押してください

- ④ 以降は画面の案内に従って議決権を行使してください。

- 【ご注意】\* 初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。  
 \* パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。  
 なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。  
 \* インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。  
 \* 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】 インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (土日休日を除く)

機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、期末配当金につきましては、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案いたしまして、前年度に比べ10円増配し1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|               |                |
|---------------|----------------|
| 当社普通株式1株につき   | 金15円           |
| 総額            | 3,079,804,050円 |
| 当社B種優先株式1株につき | 金1,500,000円    |
| 総額            | 705,000,000円   |
| 合計総額          | 3,784,804,050円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は以下のとおりです。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。



| 候補者<br>番号      | 氏名                     | 再任 | 取締役会<br>出席回数    | 性別 |
|----------------|------------------------|----|-----------------|----|
| 1              | まゆみ あき ひこ<br>真 弓 明 彦   | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役会長          |                        |    |                 |    |
| 2              | ふじ い ゆたか<br>藤 井 裕      | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役社長 社長執行役員   |                        |    |                 |    |
| 3              | うじ いえ かず ひこ<br>氏 家 和 彦 | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役副社長 副社長執行役員 |                        |    |                 |    |
| 4              | ふな ね しゅん いち<br>舟 根 俊 一 | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員     |                        |    |                 |    |
| 5              | せ お ひで お<br>瀬 尾 英 生    | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員     |                        |    |                 |    |
| 6              | うえ の まさ ひろ<br>上 野 昌 裕  | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員     |                        |    |                 |    |

| 候補者<br>番号                | 氏名                    | 再任 | 取締役会<br>出席回数    | 性別 |
|--------------------------|-----------------------|----|-----------------|----|
| 7                        | はら だ のり あき<br>原 田 憲 朗 | 再任 | 11/11<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員               |                       |    |                 |    |
| 8                        | こ ばやし つよ し<br>小 林 剛 史 | 再任 | 11/11<br>(100%) | 男性 |
| 取締役 常務執行役員               |                       |    |                 |    |
| 9                        | さい どう すずむ<br>齋 藤 晋    | 新任 | —               | 男性 |
| 常務執行役員                   |                       |    |                 |    |
| 10                       | いち かわ しげ き<br>市 川 茂 樹 | 再任 | 15/15<br>(100%) | 男性 |
| 取締役<br>※社外取締役としての在任年数 5年 |                       |    |                 |    |
| 11                       | う かい みつ こ<br>鵜 飼 光 子  | 再任 | 15/15<br>(100%) | 女性 |
| 取締役<br>※社外取締役としての在任年数 3年 |                       |    |                 |    |

- (注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役であります。
2. 原田憲朗氏、小林剛史氏の取締役会出席回数は、2020年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

1

ま ゆみ あき ひこ  
真 弓 明 彦

(1954年5月7日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
38,308株  
取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2012年6月 当社常務取締役 流通本部長
- 2014年1月 当社取締役副社長 流通本部長
- 2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2014年9月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長
- 2015年6月 当社取締役社長 社長執行役員
- 2019年6月 当社取締役会長 (現在にいたる)

### 重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長 (2019年6月就任)

### 取締役候補者とした理由

真弓明彦氏は、2014年より社長として当社の経営にあたり、2019年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

2

ふじ  
藤 井

ゆたか  
裕

(1956年4月19日生)

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書



### 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
- 2016年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
- 2019年6月 当社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

藤井 裕氏は、2019年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社  
普通株式の数  
20,700株

取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)



所有する当社  
普通株式の数  
17,700株  
取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2010年7月 当社小樽支店長
- 2012年6月 当社企画部長
- 2013年7月 当社理事 企画部長
- 2014年7月 当社執行役員 企画部長
- 2015年7月 当社上席執行役員 企画部長
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部副本部長
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部長
- 2018年4月 当社取締役 常務執行役員
- 2019年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員
- 2020年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当 (現在にいたる)

### 取締役候補者とした理由

氏家和彦氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に取締役を選任され、企画本部長を務め、2019年には副社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

4

ふな ね しゅん いち  
舟 根 俊 一

(1959年3月7日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
9,600株  
取締役会出席回数  
15/15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2013年2月 当社原子力部部长
- 2014年6月 当社泊発電所長
- 2014年7月 当社執行役員 泊発電所長
- 2016年7月 当社上席執行役員 泊発電所長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

舟根俊一氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2018年に取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

5

せ  
瀬  
お  
尾  
ひで  
英  
お  
生

(1958年4月14日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
26,300株  
取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社  
2007年6月 当社事業推進部部长  
2009年2月 北海道経済連合会出向  
2015年1月 当社旭川支店長  
2016年6月 当社監査役  
2017年6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当  
2020年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力監査室担当,  
地域産業経済担当, コンプライアンス担当 (現在にいたる)

### 取締役候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に監査役を務めた後、2017年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
9,900株  
取締役会出席回数  
15/15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年 4月 当社入社
- 2011年 7月 当社函館統括電力センター所長
- 2014年 6月 当社工務部長
- 2015年 7月 当社執行役員 工務部長
- 2016年 6月 当社執行役員 企画部長
- 2017年 7月 当社上席執行役員 企画部長
- 2018年 4月 当社上席執行役員 経営企画室長
- 2018年 7月 当社執行役員 経営企画室長
- 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
- 2020年 8月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室・需給運用部・総合エネルギー事業部・総合研究所担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役を選任され、経営企画室等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
6,500株  
取締役会出席回数  
11 / 11  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2014年6月 当社配電部長
- 2016年7月 当社執行役員 配電部長
- 2017年6月 当社執行役員 人事労務部長
- 2018年6月 当社執行役員 人事労務部長  
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長（2020年6月退任）
- 2018年7月 当社常務執行役員 人事労務部長
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、水力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 原田憲朗氏の取締役会出席回数は、2020年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。





### 略歴、地位及び担当

- 1984年4月 当社入社
- 2015年6月 当社企画部部长
- 2017年6月 当社経理部部长
- 2017年7月 当社執行役員 経理部部长
- 2019年7月 当社常務執行役員 経理部部长
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 秘書室・経理部・資材部担当  
(現在にいたる)

所有する当社  
普通株式の数  
6,000株  
取締役会出席回数  
11/11  
(100%)

### 取締役候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、経理部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 小林剛史氏の取締役会出席回数は、2020年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。



所有する当社  
普通株式の数  
4,400株

---

取締役会出席回数  
—

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2015年6月 当社苫東厚真発電所長
- 2017年7月 当社執行役員 苫東厚真発電所長
- 2019年6月 当社執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社兼務出向
- 2019年7月 当社常務執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社兼務出向、カイゼン推進室担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

齋藤 晋氏は、主に火力部門での業務経験を有しています。苫東厚真発電所長、火力部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
13,800株  
取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1974年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2012年6月 当社監査役

2016年6月 当社取締役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

市川茂樹氏は、2012年より社外監査役を務めた後、2016年より社外取締役を務めており、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献するとともに、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終了の時をもって5年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、市川茂樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）
- 1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）
- 1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）
- 2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授
- 2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）
- 2018年6月 当社取締役（現在にいたる）

所有する当社  
普通株式の数  
6,000株  
取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鵜飼光子氏は、2018年より社外取締役を務めており、学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献するとともに、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 鵜飼光子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。
2. 鵜飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、鵜飼光子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役長谷川 淳氏が任期満了となります。また、本総会終結の時をもって監査役藤井文世氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者のうち竹内 巖氏は、監査役藤井文世氏の補欠として選任をお願いするものです。

また、監査役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

監査役候補者は以下のとおりです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

- (注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。



所有する当社  
普通株式の数  
3,400株

取締役会出席回数  
15 / 15  
(100%)

監査役会出席回数  
10 / 10  
(100%)

### 略歴及び地位

- 1971年4月 北海道大学工学部講師
- 1985年4月 同 工学部教授
- 1997年4月 同 大学院工学研究科教授 (2004年3月退任)
- 2004年4月 函館工業高等専門学校校長 (2009年3月退任)
- 2009年4月 北海道情報大学学長
- 2013年4月 同 顧問 (2014年3月退任)
- 2013年6月 当社監査役 (現在にいたる)

### 社外監査役候補者とした理由

長谷川 淳氏は、2013年より社外監査役を務めています。学識経験者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、2013年6月就任以降、取締役会や監査役会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会及び監査役会の監督機能強化に貢献するとともに、人事・報酬諮問委員会 (当社が任意で設置する取締役会の諮問機関) の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 長谷川 淳氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川 淳氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。
3. 長谷川 淳氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、長谷川 淳氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。



所有する当社  
普通株式の数  
0株

取締役会出席回数

—

監査役会出席回数

—

### 略歴及び地位

- 1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行
- 2012年6月 同 執行役員 釧路中央支店長
- 2013年11月 同 執行役員 融資第一部審議役
- 2014年6月 同 常務執行役員
- 2016年6月 同 常務取締役
- 2019年6月 同 取締役副頭取（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

株式会社北洋銀行取締役副頭取

### 社外監査役候補者とした理由

竹内 巖氏は、株式会社北洋銀行の役員として豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役として必要な人格、識見、能力を備えており、独立かつ客観的な立場から、当社の経営に適切な監査意見を表明していただくことができると判断することから、社外監査役として選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 竹内 巖氏は、株式会社北洋銀行の取締役副頭取であり、当社は同社株式の5.96%を保有しております。同社は当社株式の4.98%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっております。
2. 竹内 巖氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者です。
3. 当社は、本議案において竹内 巖氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。

(ご参考)

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなる予定です。

| 氏名                                 | 取締役会<br>出席回数                      | 監査役会<br>出席回数    | 社外監査役としての<br>在任年数 | 性別 |
|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|-------------------|----|
| あき た こう じ<br>秋 田 耕 児<br>常任監査役 (常勤) | 現任<br>14/15<br>(93%)              | 10/10<br>(100%) | —                 | 男性 |
| おお の ひろし<br>大 野 浩<br>常任監査役 (常勤)    | 現任<br>10/11<br>(90%)              | 8/8<br>(100%)   | —                 | 男性 |
| は せ がわ じゅん<br>長 谷 川 淳<br>監査役       | 再任<br>社外<br>独立<br>15/15<br>(100%) | 10/10<br>(100%) | 8年                | 男性 |
| なり た のり こ<br>成 田 教 子<br>監査役        | 現任<br>社外<br>独立<br>15/15<br>(100%) | 10/10<br>(100%) | 5年                | 女性 |
| たけ うち いわお<br>竹 内 巖<br>監査役          | 新任<br>社外<br>独立<br>—               | —               | —                 | 男性 |

(注) 大野 浩氏の出席回数は、2020年6月25日の監査役就任以降に開催された取締役会及び監査役会への出席回数を記載しております。



## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

2007年6月28日開催の第83回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額とは別枠で、業績に連動する「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）に基づく株式報酬を当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対して支給するため、本制度を導入させていただきたいと存じます。

### <提案の理由及び本議案を相当とする理由>

本制度の内容は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的とするものであります。また、本議案は、この目的に加えて、本議案をご承認いただくことに伴い変更を予定している取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（本招集ご通知49頁をご参照ください。）とも合致しております。当社としては、本制度の導入の目的に照らし、本議案の内容は相当であると考えております。

本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

また、取締役を兼務しない常務執行役員についても本制度の対象とする予定です。

### <本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容>

#### 1. 本制度の概要

本制度は、信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）が、当社が拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、取締役に対し、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### 2. 信託金額（報酬の額）

当社は、2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）及びその後の3事業年度ごとの期間において、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、当初対象期間において取締役への給付を行うために必要な資金として、139百万円を上限とした資金を本信託に拠出し、これを原資として、本信託は当社株式258,000株を上限に取得します。

また、当初対象期間経過後、当社は、原則として3事業年度ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うため、本信託に対して、必要な株式数を取得するための資金を追加拠出します。

### 3. 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により実施します。

### 4. 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定した86,000ポイントを上限とします。

取締役に付与されるポイントは、下記5.の当社株式等の給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行います。）。

下記5.の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役のポイントは、原則として、当該取締役に退任時まで付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

### 5. 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、「確定ポイント数」に応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合には、取締役会の決議により給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないことがあります。

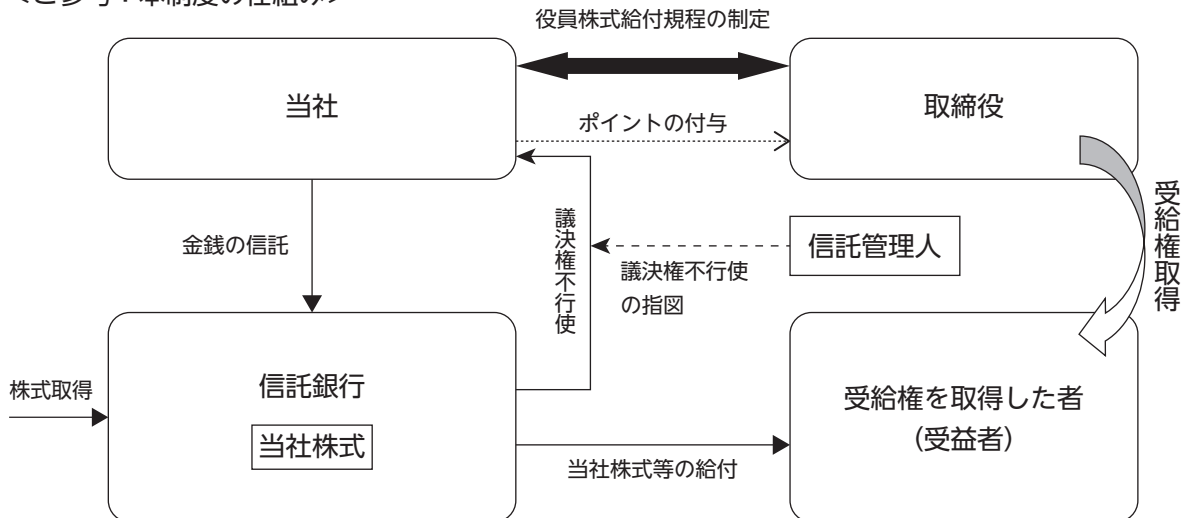
### 6. 報酬等の具体的な算定方法

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株あたりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、合理的な調整を行います。）とします。

### 7. 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権については、当社経営への中立性を確保するため、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

<ご参考：本制度の仕組み>



## <株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

第5号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（39名）の議決権の数は、668個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。〕

### 第5号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第8章 泊発電所の閉鎖

第45条 泊発電所を閉鎖する。

#### ▼提案の理由

電気エネルギーは、人が生きるために必要なものであるため国の根幹事業となった。しかし、原子力発電所を稼働すると、人が生きるための環境を放射能で汚染する。

東電福島原発事故が起こり、国策としての原子力政策は破綻した。もはや、原発は放射能公害発生源ではない。

福島原発事故では35万人が避難し、10年経った現在も4万人が避難している。泊原発が事故を起こせば、西風の風下に住む札幌市民200万人が避難を強要されるが、十分な避難計画も立てられていない。

本会社では2012年5月5日から9年間にわたり原発を稼働させることができずにいるが、この間、電力不足もなく、危険な原子力発電に依存する必要はないことが実証されている。

原発に拘泥し続け、泊発電所を維持し続けていることにより、本会社の経営悪化状態も続いている。よって、本会社は放射能公害を発生し、かつ経営悪化の原因である泊発電所を閉鎖する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力、水力・太陽光・風力などの再生可能エネルギーといった様々な電源をバランス良く活用していくことが必要であり、国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けています。また、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」でも、原子力を確立した脱炭素技術として最大限活用していくこととしています。

当社においても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、重要な基幹電源であると考えています。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないと強い決意のもと、新規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進め、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいるところです。

また、当社は、今後も原子力事業者として国及び関係自治体と連携のもと、原子力災害に対する緊急時の対策のさらなる充実・強化に取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 感染症対策下の原子力防災（計画とガイドラインの整合性）

第46条 本社は新型コロナウイルスを含む「感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に整合した実効性・実用性の高い原子力防災避難訓練を泊発電所周辺自治体と共に実施する。

第47条 国が示す「感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」と泊発電所の周辺地域原子力防災計画が矛盾しないような避難計画、および原子力避難訓練を実施できないときは原発を稼働しない。

▼提案の理由

国は、新型コロナウイルス感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について（令和2年8月）、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて方針を示した。令和2年度、宮城県女川原子力発電所で予定されていた国の原子力総合防災訓練は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて延期し、緊急事態宣言解除後に実施するとした（令和3年1月）。延期の決定理由として、緊急事態宣言の対象地域の東京などから多くの関係者が参加することや地元からの要望などを勘案したとしている。

本社は、コロナ禍であっても過酷を想定し、原子力防災訓練を泊原発敷地内、関係施設に於いて、机上ではなく、実働で行うべきである。

原子力防災避難訓練が実施できないならば、有事の際に必要なコロナ感染対策下での対応・措置・避難は難しいのであり、原発の稼働はすべきではない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

昨年10月、北海道及び関係町村が主催した北海道原子力防災訓練では、新型コロナウイルス感染症などの流行下における原子力災害の発生を想定し、住民避難や原子力災害医療活動などの実動訓練を行っており、当社もこれに参加しています。

また、同年12月には、国の「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を踏まえ、北海道の地域防災計画や国などが取りまとめた「泊地域の緊急時対応」が改定され、感染症などの流行下における各種防護措置の具体化・充実化が図られています。

当社は、これらを踏まえ、今後も原子力事業者として国及び関係自治体と連携のもと、原子力災害に対する緊急時の対策のさらなる充実・強化に取り組んでいきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 核廃棄物処分は発生責任事業体の本会社が処分

第48条 核廃棄物処分は発生責任事業体の本会社が処分する。

▼提案の理由

北海道では2000年に「健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と宣言する道条例が定められ、守られてきた。

使用済み核燃料の六ヶ所村・再処理工場は、稼働が20年以上も遅れているため、多くの原子力発電所では使用済み核燃料貯蔵プールの貯蔵限界に近づいている。

関西電力は、「使用済み核燃料は県外に搬出する」と県に約束をしているが、搬出先が決まらないため、原発立地県から約束の実行を求められている。

本会社が作り出した使用済み核燃料を「道外」に持ち出すことは、「道外」都府県にとっては身勝手な行為であり、北海道民が上記条例を守る妨げになる。したがって、本会社の使用済み核燃料を道外に持ち出さずに、本会社が責任をもって処分することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けるとともに、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化などの観点から、使用済燃料を再処理していく原子燃料サイクルの推進を基本的方針としています。

使用済燃料の再処理については、青森県にある日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場において実施することが計画されており、昨年7月に原子力規制委員会から再処理事業の変更が許可されています。現在は早期の竣工に向けて新規基準の適合性審査への対応が進められており、当社としても、引き続き全力をあげて支援してまいります。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

## 第8号議案 定款一部変更の件（4）

### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 石狩湾新港ガスタービンコンバインドサイクル発電所と京極揚水発電所を前倒しで建設

第49条 石狩湾新港ガスタービンコンバインドサイクル発電所と京極揚水発電所を前倒しで建設する。

### ▼提案の理由

本会社は、石狩湾新港ガスタービンコンバインドサイクル発電所（以下G T C Cと略）の2，3号機，京極揚水式水力発電所（以下，京極揚水発電所と略）の3号機の建設を大幅に延期した。

G T C Cは、熱効率が最も高く、出力操作も容易で、CO<sub>2</sub>排出量も石油や石炭の半分に抑える。揚水発電は、いわば最大出力の蓄電池であり、災害時や電力需要ピーク時間帯の対応に優れ、天候影響などで出力調整が困難な風力や太陽光の電気を溜める優れた蓄電装置である。

なぜ、建設延期が必要なのか、理解に苦しむ。ブラックアウトを防ぎ、石油石炭火力によるCO<sub>2</sub>削減のためにも、この2つは、延期どころか計画の前倒しが必要である。泊原発の規制委審査も、現段階で再稼働許可が出たとは言えない。同じ投資なら、G T C Cと揚水にした方が、はるかに合理的である。石狩G T C Cと京極揚水発電所の建設延期を撤回し、前倒しで建設することを求める。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

石狩湾新港発電所2・3号機及び京極発電所3号機の導入時期については、電力需給の見通しなどを踏まえ計画を見直したものです。

当社は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー発電事業の拡大や原子力発電の活用に加え、水素・アンモニア燃焼などの新技術の導入などにより、発電部門からのCO<sub>2</sub>排出ゼロを目指して取り組みを進めていきます。

また、第5号議案の「取締役会の意見」に記載のとおり、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、当社の重要な基幹電源と考えています。当社は、新規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進め、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいるところです。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 相談役、顧問の廃止

第50条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償の役職を新規に設けない）

▼提案の理由

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。

2018年に東京証券取引所は「上場企業が顧問や相談役の役割を開示する制度」を設けた。本年度の当社コーポレートガバナンス報告書では、相談役は置いていないが、取締役会を退任した4名が無給の名誉顧問、1名が有給の顧問となっている。有給顧問報酬の科目や金額は開示されていない。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。顧問に規定された役職と報酬額に見合った成果を上げているかは不透明である。株配当よりも優先して顧問が報酬を得ること、取締役退任後も会社運営に影響を与え続けることは甘受できない。本会社が今後、相談役や顧問を置かないことを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、会長・社長経験者に対し、必要に応じて相談役、顧問を委嘱しています。その役割は、社長などの求めに応じて経営全般に対する助言を行うとともに、当社事業の円滑な運営及び地域の発展に資する社外活動に従事することであり、いずれも経営の意思決定に関与する権限はありません。

現在、当社には、無報酬の名誉顧問が4名、報酬を支給している顧問が1名おり、報酬については、その役割に応じた適切な金額を支給しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。



▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 取締役員および顧問への報酬の個別開示

第51条 役員報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

第52条 有償の顧問役（相談役等の特別な役職）に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する。

▼提案の理由

この議案は、第89回定時株主総会より4年連続で提案し、毎回10%を超える無視できない賛成を得、昨年の第96回定時株主総会では（最高の20.58%）を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員総数に対して総額でしか提示されていない。

会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問役など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由にここ数年、株主配当が無配または、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。経営不振が続く状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問役それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役の報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた取締役会長及び取締役社長が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査役の協議により決定しています。

さらに、社内取締役、社内監査役、社外取締役及び社外監査役それぞれについて、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役及び監査役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績などに鑑み、取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額の実施を継続しています。

顧問については、第9号議案の「取締役会の意見」に記載の役割に応じた適切な金額を支給しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以上

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

2020年度のがわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けましたが、年度末に向けて生産活動や消費において持ち直しの動きがみられました。北海道経済についても、全国と同様の状況で推移しましたが、年明け以降、個人消費の停滞が続き、持ち直しの動きが足踏みしています。

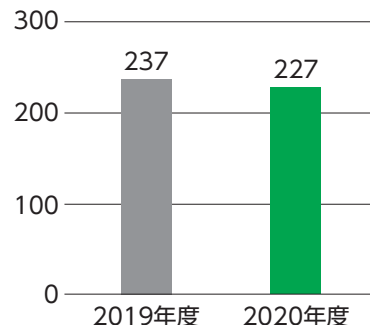
当社においては、泊発電所の停止が長期化しているなか、電力小売における激しい競争が依然として続いています。このような状況のもと、当社は、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」で掲げた経営目標の達成に向け、電力販売や都市ガス事業への参入をはじめとする収入拡大やカイゼン活動などの費用低減を通じた経営基盤の強化に取り組んできました。

当年度の小売販売電力量は、お客さまニーズを捉えた営業活動の推進により当社に切り替えていただく高圧・特別高圧のお客さまが増加したことに加え、今冬の寒波の影響はあったものの、前年度に実施した高圧供給の一部契約における検針日変更の影響や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減少などから、前年度に比べ4.3%減の226億83百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は、新型コロナウイルス感染症の影響などはありませんでしたが、今冬の寒波の影響や再生可能エネルギーの買取に伴う市場取引販売量が増加したことなどから、前年度に比べ35.6%増の38億20百万キロワット時となりました。

### ■小売販売電力量

(億kWh)



当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、今冬の寒波の影響による増加などはありませんでしたが、燃料価格の低下による燃料費調整制度の影響や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減少などにより、前年度に比べ76億77百万円減の7,407億90百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、91億4百万円減の7,424億87百万円となりました。

経常利益は、前年度に実施した高圧供給の一部契約における検針日変更の影響や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減少などはありませんでしたが、寒波の影響に加え、修繕工事の減少や燃料・資機材調達の効率化などによる費用低減に取り組んだことなどにより、前年度に比べ85億10百万円増の411億50百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ94億34百万円増の361億55百万円となりました。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

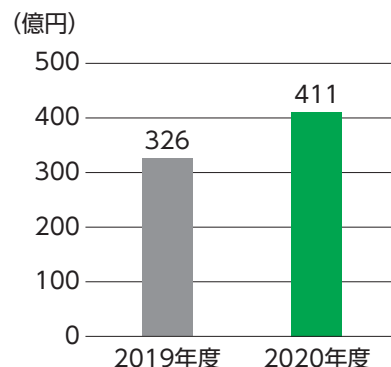
#### (1) 北海道電力

営業収益（売上高）は、6,695億15百万円となり、経常利益は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減少などはありませんでしたが、今冬の寒波の影響に加え、燃料・資機材調達の効率化など費用低減に取り組んだことから、362億26百万円となりました。

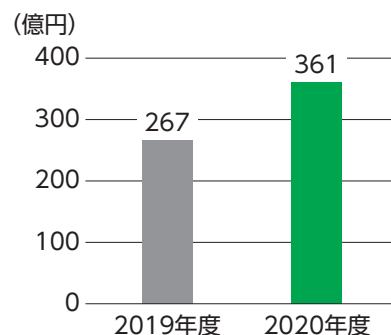
#### (2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、2,684億84百万円となり、経常利益は、節電や省エネルギー意識の定着に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電力需要の減少などはありませんでしたが、資機材調達の効率化など費用低減に取り組んだことから、11億97百万円となりました。

### ■経常利益



### ■親会社株主に帰属する当期純利益



(3) その他

営業収益（売上高）は、1,396億54百万円となり、経常利益は、主に電気通信事業の伝送業務受託収入などにより、47億45百万円となりました。

|           |             | (百万円)    |
|-----------|-------------|----------|
|           |             | 2020年度   |
| 営業収益（売上高） |             | 740,790  |
|           | 北海道電力       | 669,515  |
|           | 北海道電力ネットワーク | 268,484  |
|           | その他         | 139,654  |
|           | 事業間の内部取引消去  | △336,862 |
| 経常利益      |             | 41,150   |
|           | 北海道電力       | 36,226   |
|           | 北海道電力ネットワーク | 1,197    |
|           | その他         | 4,745    |
|           | 事業間の内部取引消去  | △1,019   |

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、期末配当金につきましては、経営基盤強化の取り組みの成果などにより一定の利益水準を確保できたことや、今後の経営環境などを総合的に勘案し、前年度に比べ10円増配し1株につき15円とし、年間20円の配当を実施したいと存じます。

また、優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施したいと存じます。

## 2. 対処すべき課題

昨年4月に2030年の目指す姿として「ほくでんグループ経営ビジョン2030」を取りまとめました。

ほくでんグループは、「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を重視し、北海道の経済やお客さまの暮らしを支え、事業の持続的な成長と持続可能な社会の実現に努めます。

<「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務目標>

| 項目       | 2030年度までに目指す目標                                               |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 連結経常利益   | 第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年<br>第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年 |
| 連結自己資本比率 | 15%以上を達成し、さらなる向上を目指す                                         |

また、経営ビジョンで定めた2030年度までの環境目標（発電部門からのCO<sub>2</sub>排出量の2013年度比半減以上）達成に加え、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していきます。

### 【2021年度の取り組み事項】

#### (1) 経営基盤の強化

##### ① 収入拡大に向けた営業活動の展開

新電力との競争が厳しさを増すなかでもお客さまに「ほくでんの電気」をお選びいただけるよう「ほくでんガス」とのセット販売や、北海道エネルギー株式会社、KDDI株式会社との業務提携なども活用し、サービスの拡充に努めます。また、ご家庭向けには、「エネとくポイントプラン」をはじめとする多様な料金メニューの提案のほか、「スマート電化」をはじめとする高効率電化機器による省エネ・省CO<sub>2</sub>で快適な暮らしをお客さまに提案し、電力需要の拡大を図ります。



営業活動の様子

法人のお客さまには、引き続き、ニーズを捉えたきめ細やかな営業活動を展開していきます。ご使用状況に応じた料金プランを提案するとともに、エネルギーの調達から運転・保守、管理までを一括して提供するESP（エネルギー・サービス・プロバイダー）事業やタンクローリーによるLNG供給事業などと合わせてトータルエネルギーソリューションの充実に努め、契約獲得につなげていきます。また、100%再生可能エネルギー由来の電力をお届けする「カーボンFプランプレミアム」など環境対応型メニューの提案やZEB\*コンサルを通じ、CO<sub>2</sub>排出削減をサポートしていきます。

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：快適な室内環境を保ちながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物。

## ② 費用低減に向けた取り組み

カイゼン活動を強力に推進するなど、あらゆる業務について不断の見直しを行い、抜本的な効率化・費用低減を実現していきます。

新たにDX（デジタルトランスフォーメーション）専任組織を設置し、デジタル技術を活用した保守点検をはじめとするさまざまな業務の高度化・効率化に取り組み、業務変革を推進していきます。



当社のZEBコンサル事例  
(美幌町役場新庁舎：2021年2月竣工)



DXの取り組み  
(頭部に装着するディスプレイ装置を活用した現場作業支援)

## (2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上

泊発電所は供給の安定性や収支・財務面、CO<sub>2</sub>の排出削減などに寄与する重要な基幹電源であり、安全確保を大前提に早期再稼働の実現に向けて、引き続き、総力をあげて新規規制基準適合性審査への対応を進めていきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力リスクを一層低減させるため、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。東日本大震災から10年が経過したなかで、事故の経験や教訓を風化させることなく、世界最高水準の安全性を目指し、継続的な改善に取り組みます。新規規制基準への適合はもとより、原子力防災訓練の実施、他の原子力事業者との技術協力や良好事例の調査・取り込みなど、不断の努力を重ねるとともに、北海道のみなさまに泊発電所の安全性をご理解いただけるよう努めていきます。

## (3) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

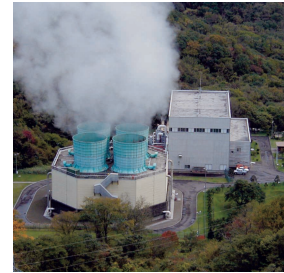
当社は、昨年12月中旬以降の寒波の到来に対して、全国的に電力の需給状況が厳しくなるなか、北海道内の電力需要にしっかりと対応したうえで、北海道外の電力供給にも最大限協力しました。北海道のみなさまに安心して電気をお使いいただくため、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底するとともに、事業継続に向けた体制整備に取り組み、電力の安定供給を確保しました。引き続き、設備の保守・運用や燃料調達などに万全を期していきます。

また、S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合）の観点から、バランスの取れた電源構成の構築に取り組んでいきます。

送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社は、再生可能エネルギーの主力電源化や分散型電源のさらなる拡大が予想されるなかで、今後も中立性、公平性を保ちながら、安定供給の維持に取り組んでいきます。また、レジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）の向上のため、昨年7月に策定した「災害時連携計画」に基づき、他の一般送配電事業者や地方自治体などと連携を図り、より迅速な復旧に向けた取り組みを強化していきます。加えて、あらかじめご登録いただいた地域における停電の発生・解消を自動的にお知らせする「LINE公式アカウントによる停電情報メッセージ配信サービス」や、電話でのお問い合わせにAIがお答えする「停電情報自動応答サービス」を本年3月から開始しています。

#### (4) ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み

CO<sub>2</sub>排出削減に向け、泊発電所の早期再稼働を目指すとともに、再生可能エネルギー発電事業の拡大を進めます。今後の普及・拡大が期待される洋上風力発電については、株式会社グリーンパワーインベストメントとの連携協定に基づく石狩湾における事業などを進めています。また、森地熱発電所で使用した熱水を再利用する森バイナリー発電所の建設や、当別町における地域のバイオマス資源を活用した発電事業への参画などを進めています。



森地熱発電所

さらに、北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していくため、革新的技術の導入などにより2050年までに「発電部門からのCO<sub>2</sub>排出ゼロ」を目指します。また、暖房・給湯などの熱源のほか運輸・産業部門などにおける電化の拡大により化石燃料からの転換に貢献していくとともに、CO<sub>2</sub>フリー電気から製造した水素などの活用、再生可能エネルギーの受け入れのさらなる拡大に向けた送配電における需給運用の高度化などの調査・研究を進めていきます。

「ほくでんグループの成長は北海道の発展とともにある」との認識に立ち、地域課題の克服や経済活性化に向けた「共創」の取り組みを進めます。地方自治体、他企業、大学などとの連携を通じて新技術・知見を活用し、新たなビジネスにつなげていきます。

当社が変わらぬ使命を果たしていくための一番の原動力は人であり、従業員の健康の保持・増進や働きがい向上を進めます。また、人材の多様化や女性活躍推進などを通じて、従業員の能力を最大限に発揮できる職場づくりを進めます。

コンプライアンスのさらなる徹底を図り、信頼の醸成に努めます。「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り、ステークホルダーのみなさまに適時・適切な情報開示を行うとともに、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンスのさらなる充実に努めます。

当社は以上の取り組みを通じて、総合エネルギー企業として、企業価値の向上を図ります。

2021年度は当社にとって創立70周年の節目の年であり、さらなる成長のきっかけとなるよう、グループ一丸となってさまざまな事業環境の変化に的確に対応し、北海道の発展と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 北海道電力       | 39,669  |
| 北海道電力ネットワーク | 31,799  |
| その他         | 7,840   |
| 事業間の内部取引消去  | △ 949   |
| 合 計         | 78,360  |

#### (2) 建設中の主な設備

##### 変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 西 中 川 変 電 所 (新 設)  | 187      | 200,000   |
| 留 辺 薬 変 電 所 (容量変更) | 187      | 100,000   |

(注) 留辺薬変電所の容量変更は、出力60,000 k V Aの変圧器2台を撤去し、100,000 k V Aの変圧器を設置するものです。

##### 発電設備

| 名 称                           | 出力( kW ) |
|-------------------------------|----------|
| (水力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設) | 200,000  |

#### (3) 建設準備中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                          | 出力( kW )  |
|------------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 社 債         |             |
| 発行額             | 1,200億円     |
| 償還額             | 1,100億円     |
| (2) 借入金         |             |
| 借入額             | 2,038億57百万円 |
| 返済額             | 2,034億60百万円 |
| (3) コマーシャル・ペーパー |             |
| 発行額             | 1,400億円     |
| 償還額             | 1,700億円     |

#### 5. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2020年4月1日付をもって当社の一般送配電事業等を吸収分割により北海道電力送配電事業分割準備株式会社（2020年4月1日付で「北海道電力ネットワーク株式会社」に商号変更）に承継させました。

#### 6. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度        | 2017年度    | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度<br>(当年度) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高) | 733,050   | 752,238   | 748,468   | 740,790         |
| 経 常 利 益          | 19,421    | 30,181    | 32,640    | 41,150          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  | 16,549    | 22,357    | 26,720    | 36,155          |
| 1株当たり当期純利益       | 71.84     | 101.93    | 123.16    | 169.09          |
| 総 資 産 額          | 1,915,904 | 1,954,981 | 1,959,060 | 2,001,650       |

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値としています。

## 7. 重要な子会社等の状況

| 会社名                        | 資本金<br>(百万円) | 議決権の<br>所有割合 (%) | 主要な事業内容                     |
|----------------------------|--------------|------------------|-----------------------------|
| 【連結子会社】<br>北海道電力ネットワーク株式会社 | 10,000       | 100.00           | 一般送配電事業                     |
| 北海電気工事株式会社                 | 1,730        | 55.81            | 電気・電気通信工事                   |
| 北電興業株式会社                   | 95           | 100.00           | 建物の総合管理, 土木・建築工事            |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社         | 1,660        | 100.00           | 電力の販売, 発電所の定期点検・保守・補修工事     |
| 苫東コールセンター株式会社              | 5,000        | 59.30            | 海外炭の受入れ・保管・払出し              |
| ほくでんエコエナジー株式会社             | 1,860        | 100.00           | 電力の販売                       |
| ほくでんサービス株式会社               | 50           | 100.00           | 電力量計の検針, 料金請求, 省エネの提案       |
| 北海道総合通信網株式会社               | 5,900        | 100.00           | 通信回線専用線サービス, インターネットサービスの提供 |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社           | 200          | 100.00           | 情報処理システムの企画・設計, ソフトウェア開発    |
| 北海道電力コクリエーション株式会社          | 50           | 100.00           | 小売電気事業                      |
| 【持分法適用関連会社】<br>石狩LNG棧橋株式会社 | 240          | 50.00            | LNG燃料の受入設備の賃貸               |

## 8. 主要な事業内容

電気事業

## 9. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所

水力発電所 (出力50,000kW以上)

雨竜発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所

火力発電所 (出力200,000kW以上)

砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫厚真発電所 (厚真町), 知内発電所, 石狩湾新港発電所 (小樽市)

原子力発電所

泊発電所

## (2) 重要な子会社等の主要な事業所

### 【連結子会社】

- a. 北海道電力ネットワーク株式会社 本店（札幌市）
- b. 北海電気工事株式会社 本店（札幌市）
- c. 北電興業株式会社 本店（札幌市）
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店（札幌市）  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店（苫小牧市）
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店（札幌市）
- g. ほくでんサービス株式会社 本店（札幌市）
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店（札幌市）
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店（札幌市）
- j. 北海道電力コクリエーション株式会社 本店（札幌市）

### 【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG棧橋株式会社 本店（札幌市）

## 10. 従業員の状況

| 従業員数    | 前年度末比増減 |
|---------|---------|
| 10,503名 | -233名   |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

## 11. 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高（百万円） |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 156,720    |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 112,460    |
| 日本生命保険相互会社   | 59,104     |
| 株式会社北洋銀行     | 48,518     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 47,122     |

## II 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| <b>1. 発行可能株式総数</b> | 4億9,500万株      |
| (発行可能種類株式総数)       |                |
| (1) 普通株式           | 4億9,500万株      |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>2. 発行済株式総数</b>  | 2億1,529万2,382株 |
| (内訳)               |                |
| (1) 普通株式           | 2億1,529万1,912株 |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>3. 株 主 数</b>    |                |
| (1) 普通株式           | 70,618名        |
| (2) B種優先株式         | 2名             |

#### 4. 大 株 主

##### (1) 普通株式

| 株 主 名                                 | 持 株 数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------------------------------|---------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)              | 18,060        | 8.80        |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行                       | 10,215        | 4.98        |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )   | 8,202         | 3.99        |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                   | 7,231         | 3.52        |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会                 | 4,997         | 2.43        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                     | 4,226         | 2.06        |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行                     | 4,131         | 2.01        |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社               | 4,048         | 1.97        |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 ) | 3,206         | 1.56        |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 5 ) | 2,867         | 1.40        |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,971,642株を控除して計算しています。

##### (2) B種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 400          | 85.11       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 70           | 14.89       |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名                   | 地位                       | 担当                                     | 重要な兼職の状況                                    |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 真弓明彦<br>藤井裕          | 取締役会長<br>取締役社長<br>社長執行役員 |                                        | 北海道経済連合会会長                                  |
| 阪井一郎                 | 取締役副社長<br>副社長執行役員        | 原子力事業統括部長，火力部担当                        |                                             |
| 氏家和彦                 | 取締役副社長<br>副社長執行役員        | 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当                  |                                             |
| 瀬尾英生                 | 取締役<br>常務執行役員            | 原子力監査室担当，地域産業経済担当，コンプライアンス担当           |                                             |
| 舟根俊一                 | 取締役<br>常務執行役員            | 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長                   |                                             |
| 松原宏樹                 | 取締役<br>常務執行役員            | 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当                     |                                             |
| 上野昌裕                 | 取締役<br>常務執行役員            | 経営企画室・需給運用部・総合エネルギー事業部・総合研究所担当         |                                             |
| 原田憲朗                 | 取締役<br>常務執行役員            | 原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当 |                                             |
| 小林剛史                 | 取締役<br>常務執行役員            | 秘書室・経理部・資材部担当                          |                                             |
| 市川茂樹<br>鷓飼光子         | 取締役<br>取締役               |                                        | 弁護士                                         |
| 秋田耕児                 | 常任監査役<br>(常勤)            |                                        |                                             |
| 大野浩                  | 監査役<br>(常勤)              |                                        |                                             |
| 長谷川淳<br>成田教子<br>藤井文世 | 監査役<br>監査役<br>監査役        |                                        | 弁護士<br>株式会社北洋銀行常勤監査役，株式会社ツルハホールディングス取締役（社外） |

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役です。
2. 取締役のうち市川茂樹、鷗飼光子は社外取締役です。
3. 監査役のうち長谷川 淳、成田教子、藤井文世は社外監査役です。
4. 取締役 市川茂樹、鷗飼光子及び監査役 長谷川 淳、成田教子、藤井文世につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
5. 2020年6月25日、原田憲朗、小林剛史は取締役 常務執行役員に、大野 浩は監査役に、それぞれ新たに就任しました。
6. 2020年6月25日、魚住 元は取締役を、古郡宏章は監査役を、それぞれ任期満了により退任しました。
7. 2020年8月1日、取締役 常務執行役員 上野昌裕の担当が、「経営企画室・総合エネルギー事業部・総合研究所担当」から、「経営企画室・需給運用部・総合エネルギー事業部・総合研究所担当」へと変更になりました。
8. 2020年12月15日、取締役副社長 副社長執行役員 阪井一郎の担当が、「原子力事業統括部長、火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当」から、「原子力事業統括部長、火力部担当」へと変更になりました。
9. 監査役 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
10. 監査役 藤井文世は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
11. 監査役 藤井文世の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の5.96%を保有しています。同社は当社株式の4.98%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっています。
  - ・株式会社ツルハホールディングスと当社の間には、記載すべき関係はありません。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

## 3. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社1社の取締役及び監査役です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しています。



#### 4. 取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

###### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2021年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

###### b. 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要は、下記のとおりです。

##### 1. 構成について

- ・当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び賞与（業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとしています。

##### 2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、取締役会長及び取締役社長が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

##### 3. 賞与（業績連動報酬）について

- ・賞与（業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、取締役会長及び取締役社長が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

##### 4. 基本報酬の額及び賞与（業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬及び賞与（業績連動報酬）の支給割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

なお、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会で第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合には、下記のとおり本方針の内容を変更する予定です。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役の報酬は、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

現行どおり

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、… 以降は現行どおり

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントからなり、業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標値に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2020年6月25日開催の取締役会の委任決議に基づき取締役会長 真弓明彦及び取締役社長 藤井 裕が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査役の報酬に係る決定方針

監査役の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額  |              |             |              |
|-------------------|-----------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|                   |                 | 報酬          |              | 賞与金         |              |
|                   |                 | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 288             | 11          | 288          | —           | —            |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 48              | 3           | 48           | —           | —            |
| 社外取締役             | 16              | 2           | 16           | —           | —            |
| 社外監査役             | 23              | 3           | 23           | —           | —            |

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでいます。
2. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないこととしました。
3. 2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。  
 取締役 月額50百万円以内  
 監査役 月額11百万円以内  
 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。
4. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 主な活動状況

- ・取締役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・取締役 鵜飼光子は、当年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会15回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・監査役 成田教子は、当年度開催の取締役会15回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・監査役 藤井文世は、当年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に会社役員の経験から発言を行っています。

### (2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 市川茂樹は、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、経営戦略、財務・会計など法務分野に留まらない多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度や役員構成について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
- ・取締役 鵜飼光子は、学識経験者としての豊富な経験・識見を背景として、専門分野に留まらない幅広い見地から、取締役会等において、企業価値向上の観点からステークホルダーの視点に立った率直な意見を述べるなど、多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分       | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 当 社       | 47                    | 21                   |
| 連 結 子 会 社 | 78                    | —                    |
| 計         | 125                   | 21                   |

(注) 1. 当社及び一部の連結子会社では、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を監査報酬としているものがあります。

このため、監査証明業務に基づく報酬の額には、当該合計額等を記載しています。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言業務などを委託しています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

2021年3月31日現在

| 資 産 の 部           |                  | 負債及び純資産の部               |                  |
|-------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|                   | 百万円              |                         | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>1,773,810</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,376,655</b> |
| 電気事業固定資産          | 1,202,725        | 社 債                     | 690,000          |
| 水 力 発 電 設 備       | 203,730          | 長 期 借 入 金               | 534,670          |
| 汽 力 発 電 設 備       | 202,765          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 35,926           |
| 原 子 力 発 電 設 備     | 166,332          | 資 産 除 去 債 務             | 104,612          |
| 送 電 設 備           | 182,371          | そ の 他                   | 11,446           |
| 変 電 設 備           | 106,253          |                         |                  |
| 配 電 設 備           | 289,311          | <b>流 動 負 債</b>          | <b>333,730</b>   |
| 業 務 設 備           | 45,589           | 1年以内に期限到来の固定負債          | 122,642          |
| その他の電気事業固定資産      | 6,370            | 短 期 借 入 金               | 39,900           |
| その他の固定資産          | 52,418           | コマーシャル・ペーパー             | 10,000           |
| 固定資産仮勘定           | 164,648          | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 48,457           |
| 建 設 仮 勘 定         | 150,537          | 未 払 税 金                 | 18,798           |
| 除 却 仮 勘 定         | 146              | そ の 他                   | 93,932           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定   | 13,965           |                         |                  |
| 核 燃 料             | 231,162          | <b>引 当 金</b>            | <b>1,530</b>     |
| 加 工 中 等 核 燃 料     | 231,162          | 渴 水 準 備 引 当 金           | 1,530            |
| 投資その他の資産          | 122,854          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,711,916</b> |
| 長 期 投 資           | 52,144           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>274,004</b>   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 19,475           | 資 本 本 剰 余 金             | 114,291          |
| 繰 延 税 金 資 産       | 40,822           | 資 本 剰 余 金               | 47,784           |
| そ の 他             | 11,386           | 利 益 剰 余 金               | 130,228          |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 974            | 自 己 株 式                 | △ 18,300         |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>227,839</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b>      | <b>3,097</b>     |
| 現 金 及 び 預 金       | 83,767           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 2,369            |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 102,228          | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 727              |
| た な 卸 資 産         | 31,013           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>    | <b>12,631</b>    |
| そ の 他             | 13,757           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>289,733</b>   |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 2,926          | <b>合 計</b>              | <b>2,001,650</b> |
| <b>合 計</b>        | <b>2,001,650</b> | <b>合 計</b>              | <b>2,001,650</b> |

## 連結損益計算書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>687,015</b> | <b>営業収益</b>   | <b>740,790</b> |
| 電気事業営業費用           | 651,727        | 電気事業営業収益      | 702,916        |
| その他事業営業費用          | 35,288         | その他事業営業収益     | 37,874         |
| 営業利益               | ( 53,775)      |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>14,321</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>1,697</b>   |
| 支払利息               | 10,400         | 受取配当金         | 631            |
| 有価証券評価損            | 1,870          | 受取利息          | 21             |
| その他                | 2,050          | 持分法による投資利益    | 150            |
|                    |                | その他           | 894            |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>701,337</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>742,487</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>41,150</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | △ 260          |               |                |
| 渴水準備金引当金取崩し(貸方)    | △ 260          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>41,411</b>  |               |                |
| 法人税, 住民税及び事業税      | 7,258          |               |                |
| 法人税等調整額            | △ 2,186        |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>5,071</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>36,339</b>  |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 183            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 36,155         |               |                |

# 計算書類

## 貸借対照表

2021年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金額<br>百万円        | 科 目            | 金額<br>百万円        |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,654,667</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,338,248</b> |
| 電気事業固定資産        | 589,330          | 社債             | 690,000          |
| 水力発電設備          | 195,952          | 長期借入金          | 526,850          |
| 汽力発電設備          | 202,445          | リース債           | 6                |
| 原子力発電設備         | 166,754          | 関係会社長期債        | 1,114            |
| 内燃力発電設備         | 185              | 退職給付引当金        | 13,353           |
| 新エネルギー等発電設備     | 1,707            | 資産除去債          | 104,612          |
| 業務設備            | 19,832           | 雑固定負債          | 2,312            |
| 休止設備            | 2,114            | <b>流動負債</b>    | <b>281,307</b>   |
| 貸付設備            | 338              | 1年以内に期限到来の固定負債 | 120,912          |
| 附帯事業固定資産        | 221              | 短期借入金          | 39,000           |
| 事業外固定資産         | 1,848            | コマーシャル・ペーパー    | 10,000           |
| 固定資産仮勘定         | 145,990          | 買掛金            | 49,631           |
| 建設仮勘定           | 131,936          | 未払金            | 4,446            |
| 除却仮勘定           | 88               | 未払費用           | 30,265           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 13,965           | 未払税金           | 9,808            |
| <b>核燃料</b>      | <b>231,162</b>   | 未預り金           | 177              |
| 加工中等核燃料         | 231,162          | 関係会社短期債        | 16,857           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>686,114</b>   | 諸前受金           | 169              |
| 長期投資            | 45,614           | 雑流動負債          | 38               |
| 関係会社長期投資        | 587,084          | <b>引当金</b>     | <b>1,530</b>     |
| 長期前払費用          | 16,554           | 濁水準引当金         | 1,530            |
| 繰延税金資産          | 7,239            | <b>負債合計</b>    | <b>1,621,087</b> |
| 貸倒引当金(貸方)       | 30,588           | <b>株主資本</b>    | <b>231,886</b>   |
| <b>流動資産</b>     | <b>200,191</b>   | 資本             | 114,291          |
| 現金及び預金          | 70,243           | 本剰余金           | 46,150           |
| 売掛金             | 78,849           | その他資本剰余金       | 46,150           |
| 未収入金            | 242              | <b>利益剰余金</b>   | <b>89,744</b>    |
| 貯蔵品             | 23,304           | 利益準備金          | 1,897            |
| 前払費用            | 405              | その他利益剰余金       | 87,847           |
| 関係会社短期債権        | 24,184           | 特定災害防止準備金      | 132              |
| 雑流動資産           | 3,481            | 繰越利益剰余金        | 87,714           |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 519            | <b>自己株式</b>    | <b>△ 18,300</b>  |
| <b>合 計</b>      | <b>1,854,859</b> | 評価・換算差額等       | 1,885            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 1,885            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>233,771</b>   |
|                 |                  | <b>合 計</b>     | <b>1,854,859</b> |



# 損益計算書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

| 費用の部            |                | 収益の部                 |                |
|-----------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科目              | 金額             | 科目                   | 金額             |
|                 | 百万円            |                      | 百万円            |
| <b>営業費用</b>     | <b>625,651</b> | <b>営業収益</b>          | <b>669,515</b> |
| 電気事業営業費用        | 623,805        | 電気事業営業収益             | 668,850        |
| 水力発電費           | 18,337         | 電灯料                  | 227,900        |
| 汽力発電費           | 149,783        | 電力料                  | 266,364        |
| 原子力発電費          | 52,906         | 他社販売電力料              | 91,666         |
| 内燃力発電費          | 404            | 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分 | 664            |
| 新エネルギー等発電費      | 1,569          | 賠償負担金相当収益            | 658            |
| 他社購入電力料         | 136,971        | 再エネ特措法交付金            | 70,708         |
| 販売売費            | 16,385         | 電気事業雑収益              | 10,866         |
| 休止設備費           | 356            | 貸付設備収益               | 20             |
| 貸付設備費           | 5              |                      |                |
| 一般管理費           | 31,959         |                      |                |
| 接続供給託送料         | 151,125        |                      |                |
| 再エネ特措法納付金       | 60,209         |                      |                |
| 事業税             | 3,796          |                      |                |
| 電力振替勘定(貸方)      | △ 6            |                      |                |
| <b>附帯事業営業費用</b> | <b>1,845</b>   | <b>附帯事業営業収益</b>      | <b>665</b>     |
| 住宅電化設備貸事業営業費用   | 142            | 住宅電化設備貸事業営業収益        | 179            |
| 不動産賃貸事業営業費用     | 31             | 不動産賃貸事業営業収益          | 158            |
| ガス供給事業営業費用      | 1,553          | ガス供給事業営業収益           | 171            |
| エネルギーサービス事業営業費用 | 117            | エネルギーサービス事業営業収益      | 154            |
| 営業利益            | ( 43,864)      | <b>営業外収益</b>         | <b>6,126</b>   |
| <b>営業外費用</b>    | <b>13,763</b>  | <b>財務収益</b>          | <b>5,484</b>   |
| 財務費用            | 10,770         | 受取配当金                | 1,421          |
| 支払利息            | 10,370         | 受取利息                 | 4,062          |
| 社債発行費           | 399            | <b>事業外収益</b>         | <b>642</b>     |
| 事業外費用           | 2,993          | 固定資産売却益              | 66             |
| 固定資産売却損失        | 12             | 雑収益                  | 576            |
| 雑損失             | 2,981          | <b>当期経常収益合計</b>      | <b>675,641</b> |
| <b>当期経常費用合計</b> | <b>639,414</b> |                      |                |
| <b>当期経常利益</b>   | <b>36,226</b>  |                      |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し    | △ 260          |                      |                |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方)  | △ 260          |                      |                |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>36,487</b>  |                      |                |
| 法人税等            | 3,848          |                      |                |
| 法人税等            | 2,493          |                      |                |
| 法人税等調整額         | 1,355          |                      |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>32,638</b>  |                      |                |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ⑤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志 ⑤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ⑤  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

北海道電力株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ⑤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志 ⑤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ⑤  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2021年5月18日

北海道電力株式会社 監査役会

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| 常任監査役 (常勤) | 秋 田 耕 児 | Ⓔ |
| 監 査 役 (常勤) | 大 野 浩   | Ⓔ |
| 監 査 役      | 長谷川 淳   | Ⓔ |
| 監 査 役      | 成 田 教 子 | Ⓔ |
| 監 査 役      | 藤 井 文 世 | Ⓔ |

(注) 監査役 長谷川淳、監査役 成田教子及び監査役 藤井文世は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内

会場

札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

— 会場付近略図 —



- 1 地下鉄 大通駅（1番出口）より…………… 徒歩約5分  
西11丁目駅（3番出口）より…………… 徒歩約5分  
市電 西8丁目停留場より…………… 徒歩約2分
- 2 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

UD  
FONT

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、予めご了承ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細については、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合についても下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

[https://www.hepc.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepc.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)

◎書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけます。